

合同会社ねこのて
ねこのて訪問看護ステーション

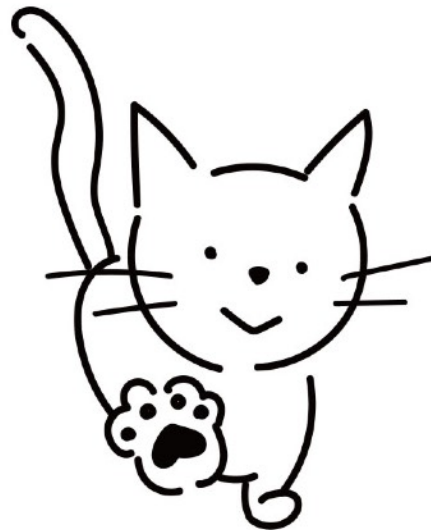
《介護保険・医療保険》

訪問看護利用契約書

重要事項説明書

訪問看護サービス料金の詳細

個人情報使用同意書



当事業所は指定訪問看護の指定許可を受けています。

事業所番号 : 4360490108

医療機関コード : 04・9010・8

この書類は、訪問看護サービスを開始する前に、サービス内容、料金、個人情報の取り扱い、緊急時の対応などを確認していただくためのものです。内容をご理解いただき、同意をいただいたうえでサービスを開始します。なお、適切なサービスを提供するため、ご不明点あれば遠慮なくお尋ねください。（厚生省令第三七号第六十六条第4項）

訪問看護契約書

_____様（以下、「契約者」という。）とねこのて訪問看護ステーション（以下「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される訪問看護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり本契約を締結します。

第1条（契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法、健康保険法その他関係法令および主治医の訪問看護指示書に基づき、契約者に対して訪問看護サービスを提供します。契約者は、事業者が提供する訪問看護サービスを利用し、本契約および重要事項説明書に定める利用料金、加算、実費その他必要な費用を支払うものとします。
2. 訪問看護サービスは、医師の指示、保険制度、訪問看護計画の範囲内で実施するものであり、契約者または家族の希望する全ての行為を実施するものではありません。

第2条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、介護保険の認定期間、または訪問看護指示書に定められた期間です。
2. 契約者から終了の申出がなく、継続の必要性が続く場合は、契約が更新されるものとします。

第3条（訪問看護サービスの内容）

1. 事業者は、主治医の指示と契約者の心身の状態・生活状況・希望をもとに、訪問看護サービスの内容を記載した訪問看護計画書を作成します。計画内容は、契約者またはその家族等に説明し、同意のうえ実施します。
2. 心身の状態変化やケアプラン変更、契約者やその家族等の希望があった場合は、必要に応じて訪問看護計画書を見直します。その際は、契約者またはその家族等の同意のうえ実施します。

第4条（主治医との連携）

1. 訪問看護サービスは、原則として主治医の指示に基づいて行います。事業者の判断で医療行為やリハビリ内容を定めるものではありません。
2. 事業者は、主治医に契約者の訪問看護の状況を記した「訪問看護計画書」、「訪問看護報告書」、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の詳細」、「精神科訪問看護計画書」、「精神科訪問看護報告書」「褥瘡対策に関する看護計画書」を適宜文書にて提出し、密接な連携を図ります。
3. 事業者は、主治医に契約者の訪問看護の状況を電磁的方法（MCS：医療介護専用コミュニケーションツール）を用いて、迅速な連携を図ります。

第5条（居宅介護支援事業者等との連携）

1. 事業者は、事業の実施にあたっては、契約者が依頼する居宅介護支援事業者又は地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、包括的なサービスの提供に努めるものとします。

第6条（訪問看護サービスの利用料金）

1. 訪問看護の料金は、介護保険または医療保険制度の関係法に基づいて決定されます。契約者は、定められた費用について、契約者の自己負担割合に応じた料金（以下、「基本利用料」という。）をお支払いいただきます。
2. 荒尾市・玉名市・南関町・長洲町・大牟田市など、事業者の通常実施地域内では交通費は発生しません。ただし、通常実施地域外の場合は、事業所からご自宅までの距離に応じて、1kmあたり50円の交通費を支払うものとします。
3. 契約者は、サービスを受けるにあたり、必要な物品等が足りない場合に、事業者が立て替えた金額を事業者を支払うものとします。
4. 第1項に定めるサービス利用料金について、制度改定により訪問看護の料金に変更された場合は、基本利用料が変更されます。その場合は、変更内容を事前にご説明します。
5. 契約者は、正当な事由がなく利用期日の朝8時までにはキャンセルの連絡がない場合は、介護保険法・健康保険法その他関係法令に定める費用全額を事業者を支払うものとします。ただし、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
6. 事業者は契約者の正当な理由なく基本利用料の支払いを3ヶ月以上滞納した場合は、1ヶ月以内の期限を定めて督促し、なお支払いがない場合には契約を破棄することができます。
7. 契約者は、前項の変更と同意することができない場合には本契約を解約することができます。

第7条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

1. 事業者は契約の期間中、地震、台風、大雨等の自然災害その他やむを得ない事由により、訪問看護サービスが通常どおり提供できない場合には、契約者に対して訪問看護サービスを提供する義務を負いません。ただし、事業者は感染症及び災害にかかる業務持続化計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。

第8条（契約の終了事由）

1. 契約者は、以下の各号の事由に該当する場合には7日間以上の予告期間をもって本契約を終了することができます。
 - ア. 事業者が正当な理由なく適切な訪問看護サービスを提供しない場合
 - イ. 事業者が守秘義務違反及びハラスメント行為を行なった場合
 - ウ. 故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為が認められる場合
 - エ. 契約者に係るケアプランが変更された場合
 - オ. その他解約せざるを得ない状況が生じた場合
2. 事業者は、以下の各号の事由に該当する場合には本契約を終了できるものとします。
 - ア. 第6条第6項における基本利用料の滞納がある場合
 - イ. 契約者の死亡、3ヶ月を超える長期の入院や入居があった場合
 - ウ. 契約者が故意に訪問看護のサービスに関する指示に従わず状態悪化した場合
 - エ. 医師の指示にない過度な訪問看護サービスの提供を求める場合
 - オ. 看護師等へのハラスメント行為など適切な訪問看護サービスの提供が困難な場合
 - カ. その他解約せざるを得ない状況が生じた場合
3. 第1項により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第9条（損害賠償責任）

1. 事業者の過失により契約者に損害が生じた場合は、賠償する責任を負います。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各項に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ア. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
 - イ. 契約者が、サービスの実施に必要とする聴取に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
 - ウ. 事業者が実施したサービスを原因としない事由を起因して損害が発生した場合
 - エ. 契約者が、主治医及び看護師等の指導・提案に反した行為に起因して損害が発生した場合

第10条（守秘義務等）

1. 事業者はサービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
2. 前項の契約者及びその家族等に関する事項は厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」のもと厳重に管理されます。
3. 前項にかかわらず、契約者に係る医師などの関係事業者等と包括的なサービスを図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第11条（苦情対応）

1. 事業者は、提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情相談窓口を設置して適切に対応するものとします。＜参照：重要事項説明書 9.サービス内容に関する苦情＞
2. 事業所は、契約者が苦情相談窓口で苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益や不公平な対応はしません。

第12条（緊急時の対応等）

1. 訪問看護サービスの提供中に容態が急変するなどの事態が生じた場合は、必要に応じて救命措置を開始するとともに、速やかに主治医に報告するなど、必要な対応を講じます。
2. 前項に関わらず、終末期などで契約者及びその家族等が主治医との事前の話し合いにより、心肺蘇生などを希望されない方針が確認されている場合は、その方針を尊重します。

第13条（事業者及び看護師等の義務）

1. 事業者は、サービスの提供にあたって契約者の安全に最大限に配慮しなければなりません。
2. 事業者は、看護師等が誤ったサービスを提供した場合には、看護師等が作成した事故報告書の内容に基づいて早急に事故防止委員会を開催し事故の拡大を防止します。
3. 事業者及び看護師等は、サービス提供時や提供時以外においても契約者や医師などの関係事業者等と綿密な連絡を図り、契約者の状態変化を把握しなければなりません。
4. 事業者は、サービスの契約内容に関係なく、緊急時の連絡先として家族の連絡先を確認するなど、連絡体制の確保に努めるものとします。
5. 事業者は、契約者に対するサービスの実施について記録を作成し、それを2年間保管します。

第14条（訪問看護記録等の開示および手数料）

1. 契約者から訪問看護記録等の開示請求があった場合、事業者はこれに応じるものとします。
2. 契約者は、記録等の開示手続きにあたり、事業者が別途定める以下の開示手数料（消費税別）を支払うものとします。
 - ア. 開示基本手数料：1請求につき3,000円
 - イ. 記録謄写費用：1日分の記録につき100円
 - ウ. 郵送を希望する場合の費用：実費相当額
3. 前項に定める開示手数料は、理由の如何を問わず事前の全額支払い（前納）を条件とし、事業者は入金確認後に開示作業（印刷・データ作成・引渡し等）を開始するものとします。また、既にお支払いいただいた基本手数料は、開示作業開始後は開示の成否にかかわらず返金いたしません。
4. 第2項第1号の基本手数料には、記録等の検索、内容の確認、第三者の個人情報保護のためのマスキング作業等に要する費用が含まれます。開示対象のボリュームが著しく多大である場合、または特殊な対応を要する場合は、協議の上、実費相当の追加人件費を請求できるものとします。

重要事項説明書

1. 事業者の概要

法人の名称	合同会社ねこのて（法人番号：1330003010012）
法人の所在地	〒864-0042 荒尾市東屋形4丁目14-10-107号
代表	森宗 昭人
設立年月日	令和5年10月3日
法人の理念	『一人ひとりの人生を価値あるものへ。』

2. 指定訪問看護事業所の概要

事業所の名称	ねこのて訪問看護ステーション
事業所の所在地	〒864-0042 荒尾市東屋形4丁目14-10-107号
サービスの種別	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護
開設年月日	令和6年1月1日
事業所番号	4360490108
医療機関コード	04・9010・8
管理者氏名	森宗 真波
電話番号/FAX	(電話) 0968-57-9677 / (FAX) 050-3132-5916
ホームページ	https://nekonote-nyan.com
事業の目的	地域に訪問看護のインフラ基盤を構築し、誰もが安心を感じられる社会を目指します。
運営の方針	(1) 全従業員が快適で意欲をもって働ける環境を創り出し、利用者へ提供するサービスの質の向上に繋がります。 (2) 常に相手の立場に立って考え行動し価値のあるサービスを提供します。 (3) 暖かく優しい手で人の生活を支えられる人材育成に努めます。 (4) 関わるすべての人の人生に寄り添い、現在、そして未来に向けて自己実現の手助けをします。

3. 事業の実施地域

事業の実施地域	荒尾市・玉名市・南関町・長洲町・大牟田市
---------	----------------------

※ 上記以外の地域では事業所から居宅までの距離に応じて50円/km（端数切捨）を徴収します。

4. サービス提供日時

営業時間	月曜～金曜日 午前8時30分から午後17時00分まで
休業日	土日祝祭日 及び 12月30日～1月3日、8月13日～8月15日

※緊急時訪問看護加算の契約者に対しては、上記に関わらず24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問のサービス提供があります。

5. 事業所の職員体制（令和8年6月1日現在）

職種	従事する内容	人員		
		常勤	非常勤	計
管理者	(1) 訪問看護ステーションを健全かつ安定的に運営します。 (2) 良質な訪問看護サービスを提供します（サービスの質の保証） (3) 看護師等が効果的なサービスを行える環境を整備します。 (4) 地域の関係機関との連携が円滑に行えるよう環境を整備します。 (5) 訪問看護指示書に基づいた訪問看護が行われるよう、医師との連絡調整を行います。また、緊急時に医師への連絡等必要な措置を行うことを支援します。	1名	0名	1名
看護職員	(1) 訪問看護の提供の開始に際し、医師から訪問看護指示書を受けるとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医と密接な連携を図ります。 (2) 医師の指示に基づいた訪問看護計画の作成を行うとともに、契約者への説明を行い同意を得ます。 (3) 訪問看護を行います。 (4) 契約者又はその家族に対し、療養上必要な事項について指導又は説明を行います。	3名	0名	3名
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	(1) 訪問看護の提供の開始に際し、医師から訪問看護指示書を受けるとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の別添を提出し、主治医と密接な連携を図ります。 (2) 理学療法士等は看護師が作成した訪問看護計画の範囲でリハビリテーションを行います。 (3) 訪問看護の一環としてリハビリテーションを行います。 (4) 契約者又はその家族に対し、療養上必要な事項について指導又は説明を行います。	2名	0名	2名
事務職員	(1) 請求事務及び通信連絡事務等を行います。 (2) 経理業務を行います。	1名 (兼務)	0名	1名

6. サービス内容

保険サービス	
医師の指示のもと	(1) 病状、障害の看護、健康相談（病気の観察と助言、食事指導、環境整備） (2) 日常生活における看護（清拭・入浴・爪切り等の清潔保持、服薬管理、食事・排泄介助など） (3) 厚生労働大臣が定める疾患等の管理指導 (4) 厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態（11頁参照）の管理指導 (5) リハビリテーション（運動療法・リラクゼーション・摂食嚥下療法・言語療法など） (6) 小児の言語療育・摂食嚥下支援 (7) 食事療法や栄養状態改善の助言 (8) 住まいの療養環境の調整と支援 (9) 苦痛の緩和と看護 (10) その他（相談、技術指導など）
緊急時の対応	(1) 病状に急変、その他緊急事態が生じた場合の臨時対応

7. サービスの利用に関する留意事項

- (1) 利用契約書第8条に該当する事由が発生した場合において、7日間の予告期間をもって訪問看護サービス提供を終了いたします。
- (2) 訪問看護サービスの対象は契約者のみであり、契約者の家族等に対して訪問看護サービスを実施する義務を負いません。
- (3) 事業所にて担当の看護師等を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師等が交替してサービスを提供します。
- (4) 選任された看護師等の交替を希望する場合には、当該担当の看護師等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして事業所に通知することで、看護師等の交替を申し出ることができます。ただし、特定の訪問看護師の指名はできません。
- (5) 事業者の都合により、担当の看護師等を交替することがあります。担当の看護師等を交替する場合は契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- (6) 契約者は訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を看護師等に指示できません。

8. 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

- (1) サービスの実施に関する指示・命令はすべて当事業所が行います。但し、サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- (2) サービス実施のために必要範囲で、水道、電気、手洗い場、ティッシュ、ゴミ袋などを使用させていただく場合があります。
- (3) サービス提供に必要な備品や衛生材料をご準備いただく場合があります。
- (4) 契約者の状態確認や報告が必要な場合、主治医、ケアマネジャー、事業所などに電話で連絡することがあります。これは心身の状態を共有し、迅速な対応を行うためです。
- (5) サービス利用当日に契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合やサービス時間延長になった場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。
- (6) 当事業所は、保険適用のサービスの提供にあたり以下に該当する行為は行いません。
 - ① 契約者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
 - ② 契約者の家族等に対するサービスの提供
 - ③ 契約者宅での飲酒及び喫煙
 - ④ 行動を制限する行為（契約者又はその家族等を保護するためやむを得ない場合を除く）
 - ⑤ 事業に関係のない営利活動
 - ⑥ 契約者もしくはその家族等に対して行う勧誘
 - ⑦ その他契約者もしくはその家族等に行う背信行為

9. 事故発生時の対応

- (1) 契約者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、契約者の家族、主治医や居宅介護支援事業者等に迅速に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故発生により契約書第9条に基づく当事業所の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. サービス内容に関する苦情

(1) 適切なサービス提供のため契約者からの苦情に迅速かつ適切な措置を講じます。

【常設窓口】 TEL：0968-57-9677 ホームページ： https://nekonote-nyan.com/
【受付時間】 8：00～18：00（受付時間外はホームページ内のお問い合わせフォームをお願いします）
【担当者名】 [管理者] 森宗 真波(モリムネ マナミ) [代表] 森宗 昭人(モリムネ アキヒト)

(2) 事業所は提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(3) 事業所は提供したサービスに係る契約者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

国民健康保険団体連合会	【所在地】 熊本県熊本市東区建軍2丁目4-10 【電話番号】 0962-14-1101（苦情相談窓口専用） 【受付時間】 9：00～17：00
荒尾市 保険介護課	【所在地】 熊本県荒尾市宮内出目390番地 【電話番号】 0963-63-1418 【受付時間】 8：30～17：15
玉名市 高齢介護課	【所在地】 熊本県玉名市岩崎163 【電話番号】 0968-75-1339 【受付時間】 8：30～17：15
南関町 福祉課	【所在地】 熊本県玉名郡南関町関町64 【電話番号】 0968-57-8503 【受付時間】 8：30～17：15
長洲町 福祉保険介護課	【所在地】 熊本県玉名郡長洲町長洲2766 【電話番号】 0968-78-3135 【受付時間】 8：30～17：15
大牟田市 福祉支援室福祉課	【所在地】 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地 【電話番号】 0944-41-2222 【受付時間】 8：30～17：15

11. 利用料金

(1) 介護保険

介護保険被保険者証もしくは居宅サービス計画書が交付されている方が対象です。

(2) 医療保険

訪問看護サービスは介護保険被保険者証を所持している場合に介護保険のサービスが優先になりますが、以下に該当する場合は医療保険のサービスが対象となります。

1. 要支援及び要介護のうち、厚生労働大臣の定める疾病等もしくは、特別訪問看護指示書が交付された場合
2. 要介護・要支援に該当しない場合
3. 64歳までの医療保険加入者とその家族

(3) キャンセル料

訪問看護サービスの中止については当日朝8時までにご連絡ない場合、全額自己負担請求となる可能性がございます。

12. 料金の請求及びお支払い方法

毎月中旬の訪問日に当事業所の職員が前月分の請求書を持参いたします。

(1) お支払い方法 ※ご希望のお支払い方法に☐をご記入ください。

現金

口座振込

自動引き落とし ※お支払い方法は、円滑な処理が可能な「自動引落し」にご協力ください。

(2) お支払い期限 / 引き落とし日：毎月26日（銀行休業日の場合は翌営業日）

(3) 金融機関口座

金融機関名	肥後銀行	支店名	荒尾中央支店
金融機関コード	0182	支店コード	208
口座種目	普通口座	口座番号	0610457

13. 緊急時の対応

契約者の容態変化があった場合や災害時で緊急の連絡が必要となった場合は、訪問看護サービスの指示医への連絡を行い、医師の指示に従います。

また、必要に応じて下記の緊急連絡先に連絡いたします。

主治医①	医療機関名	()
	主治医の氏名	() 先生
上記以外のかかりつけ医	医療機関名	()
	かかりつけ医の氏名	() 先生
ご家族 (緊急連絡先①)	氏名	() 様
	電話番号	()
ご家族 (緊急連絡先②)	氏名	() 様
	電話番号	()
ご家族勤務先	氏名	() 様
	勤務先	()
	電話番号	()

※ご家族様の緊急連絡先が変更される場合においては、速やかに当事業所へご報告ください。

訪問看護サービス料金の詳細

【介護保険】（1単位=10円）

訪問看護療養費※ 1	20分未満	訪問看護	314点	介護予防訪問看護	303点	<input type="checkbox"/>	
	30分未満		471点		451点	<input type="checkbox"/>	
	30分以上1時間未満		823点		794点	<input type="checkbox"/>	
	1時間以上1時間30分未満		1,128点		1,090点	<input type="checkbox"/>	
	理学療法士等による訪問 (1回あたり20分/上限週6回まで)		1日2回まで		588点	568点	<input type="checkbox"/>
			1日3回以上		794点	767点	<input type="checkbox"/>
早朝（午前6時～午前8時）や夜間（午後18時～午後22時）は25%増、深夜（午後22時～午前6時）は50%増。ただし、緊急訪問の場合2回目以降加算される。							
支給限度基準額内加算	退院時共同指導加算（退院後の初回訪問）		退院前の療養上の指導	600点	<input type="checkbox"/>		
	初回加算	(I)	退院退所した当日	350点	<input type="checkbox"/>		
		(II)	初回の訪問看護 介護保険区分変更時	300点	<input type="checkbox"/>		
	長時間訪問看護加算（適応時）		90分を超える訪問	300点	<input type="checkbox"/>		
	複数名訪問加算（1回につき）	30分未満	看護師＋看護師等	254点	<input type="checkbox"/>		
		30分以上		402点	<input type="checkbox"/>		
		30分未満	看護師等＋看護補助者	201点	<input type="checkbox"/>		
30分以上		317点		<input type="checkbox"/>			
口腔連携強化加算（適応時月1回）		口腔機能改善の取組	50点	<input type="checkbox"/>			
支給限度基準額外加算※ 2	緊急時訪問看護加算※ ³ （月1回）		24時間対応できる体制 （疾患・状態による）	600点	<input type="checkbox"/>		
	特別管理加算（月1回）※ ⁴ ※ ⁵	(I)	※ ⁴ 参照	500点	<input type="checkbox"/>		
		(II)	※ ⁴ 参照	250点	<input type="checkbox"/>		
	サービス提供体制強化加算 （1回につき）	(I)	勤続年数7年以上	6点	<input type="checkbox"/>		
		(II)	勤続年数3年以上	3点	<input type="checkbox"/>		
	ターミナルケア加算（適応時）※ ⁶		在宅で看取る体制	2,500点	<input type="checkbox"/>		
訪問看護処遇改善加算		職員への賃上げ体制	1.8%	<input type="checkbox"/>			
お支払いいただく料金（基本利用料） ＝（支給限度額訪問看護療養費＋支給限度額内加算＋支給限度基準額外加算）×0.018							

※¹サービス提供時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、ケアプラン及びサービス提供票に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、契約者の同意を得て、居宅サービス計画の変更を行うとともに訪問看護計画を見直します。

※²支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※³緊急時訪問看護加算は、算定する予定にない計画であっても、契約者又はその家族等から緊急訪問の要請に対して、計画的に予定されていない訪問を行った場合は加算します。

※⁴特別管理加算は、訪問看護に関し特別な管理を必要とする契約者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

※⁵主治医（介護老人保健施設の医師を除く。）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

特別管理加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算（Ⅱ）	「在宅自己腹膜灌流指導管理」「在宅血液透析指導管理」「在宅酸素療法指導管理」「在宅中心静脈栄養法指導管理」「在宅成分栄養経管栄養法指導管理」「在宅自己導尿指導管理」「在宅持続用圧呼吸療法指導管理」「在宅自己疼痛管理指導管理」「在宅肺高血圧症患者指導管理」を受けている状態 人工肛門、人工膀胱を造設している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められている状態

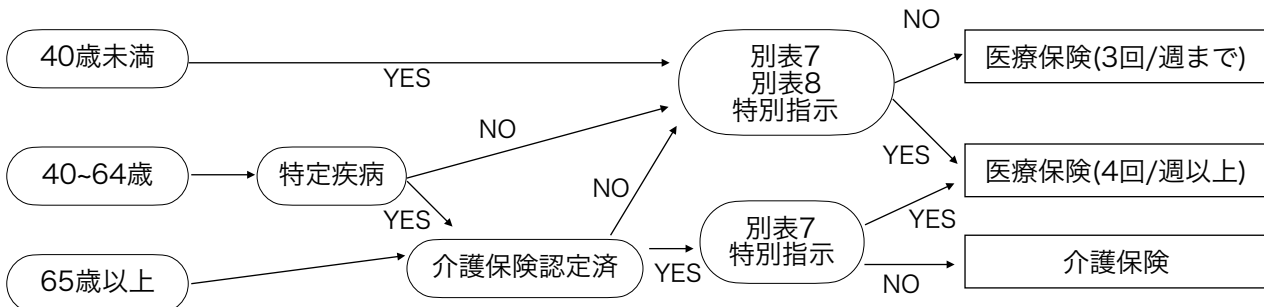
※6ターミナルケア加算は、在宅で死亡された契約者について、契約者又はその家族等の同意を得て、その死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを提供した場合（ターミナルケアを提供した後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

16特定疾病について

40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）が、要支援及び要介護認定を受けると介護保険適用となります。

医療保険と介護保険の適用条件について

以下に示す別表7に該当する契約者は医療保険での訪問看護サービス適用となり、別表8にあたっては第2号被保険者以外では介護保険を優先とした適応となります。



別表7	別表8
<ol style="list-style-type: none"> 末期の悪性腫瘍 多発性硬化症 重症筋無力症 スモン 筋萎縮性側索硬化症 脊髄小脳変性症 ハンチントン病 進行性筋ジストロフィー症 パーキンソン病関連疾患 多系統萎縮症 プリオン病 亜急性硬化性全脳炎 ライソゾーム病 副腎白質ジストロフィー 脊髄性筋萎縮症 球脊髄性筋萎縮症 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 後天性免疫不全症候群 頸髄損傷 人工呼吸器を使用している状態 	<ol style="list-style-type: none"> 在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者 以下のいずれかを受けている状態にある者 在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 真皮を超える褥瘡の状態にある者 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

【医療保険】 ※10割分の料金にて記載

訪問看護基本療養費（Ⅰ） 30分～1時間30分の訪問					
看護師、保健師又は助産師	週3日まで	5,550円	週4日以降	6,550円	<input type="checkbox"/>
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	一律	5,550円			<input type="checkbox"/>
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一建物居住者に対する算定					
看護師	週3日/2人	5,550円	週3日/3人超	2,780円	<input type="checkbox"/>
	週3日/3人超	2,780円	週4日/3人超	3,280円	<input type="checkbox"/>
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	一律/2人	5,550円	一律/3人超	2,780円	<input type="checkbox"/>
訪問看護基本療養費（Ⅲ） 外泊時の算定					
入院患者の外泊中の訪問	（介護保険の※4の場合は入院中2回まで）			8,500円	<input type="checkbox"/>
加算	緊急訪問看護加算（1日1回限り）	緊急連絡に応じて訪問（月14日まで）		2,650円	<input type="checkbox"/>
		緊急連絡に応じて訪問（月15日以降）		2,000円	<input type="checkbox"/>
	難病等複数回訪問看護加算	1日2回		4,500円	<input type="checkbox"/>
		1日3回以上		8,000円	<input type="checkbox"/>
	長時間訪問看護加算（週1回）	1回に90分を超える訪問		5,200円	<input type="checkbox"/>
	乳幼児加算（1日1回限り）	別に厚労省大臣が認める者		1,800円	<input type="checkbox"/>
		上記以外の場合		1,300円	<input type="checkbox"/>
	複数名訪問看護加算	看護師と看護師等の訪問（週1回のみ）		4,500円	<input type="checkbox"/>
		看護師とその他職員の訪問（週3回まで）		3,000円	<input type="checkbox"/>
	夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）		2,100円	<input type="checkbox"/>
深夜訪問看護加算	深夜（22時～6時）		4,200円	<input type="checkbox"/>	
訪問看護管理療養費					
機能強化型以外	月初日	7,710円	月2回目以降	3,010円	<input type="checkbox"/>
加算	24時間対応体制加算（月1回）	時間外の電話連絡による対応		6,800円	<input type="checkbox"/>
	特別管理加算（月1回）	介護保険の※4（Ⅰ）に該当する場合		5,000円	<input type="checkbox"/>
		介護保険の※4（Ⅱ）に該当する場合		2,500円	<input type="checkbox"/>
	退院時共同指導加算（原則月1回）	退院まえに療養上の指導を文書で提供		8,000円	<input type="checkbox"/>
	特別管理指導加算（月1回）	介護保険の※4に該当する場合		2,000円	<input type="checkbox"/>
	退院支援指導加算（退院1回に限り）	介護保険の※4に該当する場合		6,000円	<input type="checkbox"/>
	在宅患者連携指導加算（月1回）	医療関係職種で月2回の文書での情報共有		3,000円	<input type="checkbox"/>
在宅患者緊急時カンファレンス加算	医療関係職種が共同で指導を行った場合		2,000円	<input type="checkbox"/>	
訪問看護情報提供療養費					
市区町村や義務教育諸学校、保険医療機関の求めに応じて情報提供				1,500円	<input type="checkbox"/>
訪問看護医療情報連携加算					
連携する保険医療機関等とICTを用いて診療情報等を共有し、訪問看護の実施				1,000円	<input checked="" type="checkbox"/>
訪問看護遠隔診療補助料					
D to P with N（看護師同席型オンライン診療）				2,650円	<input type="checkbox"/>
訪問看護物価対応料					
月の初日の訪問の場合に60円、月の2回目以降の訪問の場合20円が加算				60円/20円	<input checked="" type="checkbox"/>

訪問看護ターミナルケア療養費			
在宅または施設等で見取る体制	2,500円		<input type="checkbox"/>
訪問看護医療DX情報活用加算			
オンライン資格確認（マイナ保険証）にて質の高い訪問看護を提供	50円		<input checked="" type="checkbox"/>
訪問看護ベースアップ評価料			
勤務する医療従事者の賃金改善を強化（Ⅰ）1,110円（Ⅱ 6）180円	1,290円		<input checked="" type="checkbox"/>

【精神科訪問看護】※10割分の料金にて記載

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ） 30分～1時間30分の訪問					
保健師、看護師又は作業療法士	週3日まで	5,550円	週4日以降	6,550円	<input type="checkbox"/>
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） 同一建物居住者に対する算定					
保健師、看護師又は作業療法士	週3日/2人	5,550円	週3日/3人超	2,780円	<input type="checkbox"/>
	週3日/3人超	2,780円	週4日/3人超	3,280円	<input type="checkbox"/>
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ） 外泊時の算定					
外泊中の訪問	（介護保険の※4の場合は入院中2回まで）			8,500円	<input type="checkbox"/>
加算	精神科緊急訪問看護加算 （1日1回限り）	緊急連絡に応じて訪問（月14日まで）		2,650円	<input type="checkbox"/>
		緊急連絡に応じて訪問（月15日以降）		2,000円	<input type="checkbox"/>
	精神科複数回訪問看護加算	1日2回		4,500円	<input type="checkbox"/>
		1日3回以上		8,000円	<input type="checkbox"/>
	長時間精神科訪問看護加算（週1回）	1回に90分を超える訪問		5,200円	<input type="checkbox"/>
	精神科複数名訪問看護加算	看護師と看護師等の訪問（週1回のみ）		4,500円	<input type="checkbox"/>
		看護師とその他職員の訪問（週3回まで）		3,000円	<input type="checkbox"/>
	夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）		2,100円	<input type="checkbox"/>
	深夜訪問看護加算	深夜（22時～6時）		4,200円	<input type="checkbox"/>
	精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイ		8,400円	<input type="checkbox"/>
精神科在宅患者支援管理料2のロ		5,800円	<input type="checkbox"/>		

【その他の利用料】

実費負担	
通常の実施地域以外への交通費（「事業の実施地域」を参照）	50円/km
日常生活上必要な物品の費用（皮膚保護剤・口腔ケア用品など）	実費相当額
情報開示請求	手数料3,000円/記録謄写費用100円
再発行手数料（口座振替依頼書 / 訪問看護領収書など）	550円/件
エンゼルケアにかかる費用（清拭のみ）	5,000円
上記に加え、アプリケーション及び冷却も施す場合	10,000円
キャンセル料（訪問当日の朝8時までにご連絡がない場合）	
介護保険等の関連法に定める金額	保険料 + 基本利用料
休日料金（「サービス提供日時」を参照）※緊急時および特別指示以外	
法定休日（日曜日）	基本利用料×1.35
所定休日（土曜日・祝日）	基本利用料×1.25

【負担割合および高額療養費自己負担限度額】

		上限額(月)	単位：円
70 歳 未 満	年収約1,160万円～ 健保:標報83万円以上 / 国保:旧ただし書き所得901万円超	252,600 + (医療費 - 842,000) × 1 % <多数回該当：140,100>	
	年収約770～約1,160万円 健保:標報53万～79万円 / 国保:旧ただし書き所得600万～901万	167,400 + (医療費 - 558,000) × 1 % <多数回該当：93,000>	
	年収約370～約770万円 健保:標報28万～50万円 / 国保:旧ただし書き所得210万～600万	80,100 + (医療費 - 267,000) × 1 % <多数回該当：44,400>	
	～年収約370万円 健保:標報26万円以下 / 国保:旧ただし書き所得210万円以下	57,600 <多数回該当：44,400>	
	住民税非課税	35,400 <多数回該当：24,600>	
70 歳 以 上	年収約1,160万円～ 健保:標報83万円以上 / 国保・後期:課税所得690万円以上	252,600 + (医療費 - 842,000) × 1 % <多数回該当：140,100>	
	年収約770～約1,160万円 健保:標報53万～79万円 / 国保・後期:課税所得380万円以上	167,400 + (医療費 - 558,000) × 1 % <多数回該当：93,000>	
	年収約370～約770万円 健保:標報28万～50万円 / 国保・後期:課税所得145万円以上	80,100 + (医療費 - 267,000) × 1 % <多数回該当：44,400>	
	～年収約370万円 健保:標報26万円以下 / 国保・後期:課税所得145万円未満	18,000 年144,000	57,600 <多数該当44,400>
	住民税非課税		24,600
	住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000	15,000

2024年6月1日 改定
2026年6月1日 改定

個人情報使用同意書

私（及び私の家族）の個人情報について、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

使用の目的

- (1) 保険事務のうち、適正な負担割合の算定のため（被保険者証・医療受給者証のコピー等）
- (2) 訪問看護サービスの提供を受けるにあたり、担当の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議や他契約の介護サービスとの連携において契約者の状態及び家族の状況を把握するために必要な場合
- (3) 契約者の医学的な状態を医療機関に伝達する場合
- (4) 感染症及び災害等の緊急事態に、管轄の自治体等へ情報共有する際に必要な場合
- (5) 事業所の広告宣伝のために写真及び動画をSNSやHPに掲載する場合

使用する期間

- (1) 本契約で定める期間

使用にあたっての条件

- (1) 事業者が使用する個人情報は、前項に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 写真及び動画をSNSやHPで掲載する場合は、顔が映らないようにすること。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した内容等について記録しておくこと。

以上、サービス契約並びに重要事項説明、個人情報の取扱いについての同意を証するため、本書2通を作成し、契約者及び事業者は記名捺印のうえ各1通を保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

事業者	合同会社ねこのて
代表者	代表社員 森宗 昭人
事業所	ねこのて訪問看護ステーション
(事業所番号)	4 3 6 0 4 9 0 1 0 8
(医療機関コード)	0 4 ・ 9 0 1 0 ・ 8
管理者	森宗 真波
事業所住所	熊本県荒尾市東屋形4丁目14-10-107

契約者(訪問看護サービスを受ける者)

住 所

氏 名

契約者のご家族

住 所

氏 名 (続柄:)

上記代理人(代理人を選定した場合)

住 所

氏 名